

○大多喜町有料広告掲載に関する要綱

平成18年6月30日

告示第49号

改正 平成19年12月26日告示第74号

改正 平成28年10月31日告示69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜町（以下「町」という。）が保有する物品及び印刷物等の資産に掲載又は掲示（以下「掲載」という。）をする有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報おおたき
- (2) 大多喜町ホームページ
- (3) 封筒
- (4) 刊行物、ポスター、チラシ、パンフレット及びリーフレット
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告の掲載を認めるもの

(広告の基準)

第3条 掲載することができる広告は、町民生活に関連したものであり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 個人若しくは団体の意見又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他広告の表現方法等が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告として適当でないと認めるもの

もの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載は、次に掲げる順位により優先的に掲載するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団及び公益法人の広告
- (2) 公共性の高い企業で町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないもので町内に事業所等を有するものの広告
- (4) 前3号に該当しないものの広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、掲載料、募集期間、作成方法等は、適正を欠くことなく、広告媒体ごとに担当課において別に取扱基準を定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、町が発行する広報紙、町のホームページ等により行うものとする。

(掲載の申請及び承認等)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、有料広告掲載申請書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告の版下原稿（以下「版下原稿」という。）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、広告掲載を承認したときは、有料広告掲載決定（却下）通知書（第2号様式）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、広告掲載の申請が当該印刷物等の枠数を超えたときは、第4条に規定する順位により広告の掲載を決定するものとする。ただし、同一の順位にあるものについては、抽選により広告の掲載を決定するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 広告の掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに当該広告の掲載料を一括して前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載の決定の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 指定された期日までに広告の掲載料を納付しなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告の掲載に支障があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、有料広告掲載決定取消通知書（第3号様式）によりその旨を当該広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第10条 既に納付された広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により広告を掲載することができなくなったときは、この限りでない。

(広告主の責務等)

第11条 広告の内容に関する事項は、広告主がその責任を負う。

2 版下原稿を作成する経費は、広告主の負担とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日告示第74号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年12月19日から適用する。

附 則（平成28年10月31日告示69号）

この告示は、平成28年10月31日施行する。

別記第1号様式(第7条関係)

有 料 広 告 掲 載 申 請 書

年 月 日

大多喜町長 様

申請者 住所(所在)  
氏名(名称)  
担当者氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号

大多喜町有料広告掲載に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり広告の原稿を添えて申請します。

記

- 1 広告媒体の種類
  - (1) 広報おおたき
  - (2) 大多喜町ホームページ
  - (3) 封筒
  - (4) その他
- 2 広告の内容

第2号様式(第7条関係)

有料広告掲載決定(却下)通知書

第 号  
年 月 日

申請者  
様

大多喜町長 

年 月 日付けで申請のあった有料広告の掲載については、下記のとおり決定(却下)したので、大多喜町有料広告掲載に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 決定(掲載する。)

- (1) 広告の種類
- (2) 広告を掲載する期間等
- (3) 広告の掲載料 円
- (4) 広告の掲載料の納付期限 年 月 日

2 却下(掲載しない。)

理由

第3号様式(第9条関係)

有料広告掲載決定取消通知書

第 号  
年 月 日

申請者  
様

大多喜町長 

年 月 日付け 第 号で決定した有料広告の掲載については、下記により取り消したので、大多喜町有料広告掲載に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 掲載を取り消した広告物等の名称

別記第 1 号様式（第 7 条関係）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 3 号様式（第 9 条関係）